

受付日：平成 29 年 6 月 22 日

提案事項	植物工場の立地に関する用途規制の緩和
具体的内容	<p>現在、植物工場は、“工場”とみなされ、都市計画法における、住居系・商業系の用途地域での立地が制限されている。しかし輸送コストや雇用などの経済的側面から、また植物が二酸化炭素を吸収し酸素を放出するといった機能的側面からも、植物工場は、消費地に近い都市部に立地してこそ、その機能が最大限に発揮される。</p> <p>そこで一定基準を満たす植物工場については、用途地域に関係なく立地できるように、用途規制を緩和されたい。</p>
提案主体	大阪商工会議所

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>建築基準法第 48 条の用途規制により、工場は、各用途地域に応じて建築可能な規模が定められています。</p> <p>ただし、都市計画の変更、特別用途地区や地区計画の活用又は特定行政庁が同法第 48 条の特例許可をすることにより、立地が制限される用途地域においても工場を建築することが可能です。</p>
該当法令等	建築基準法第 48 条
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>建築基準法第 48 条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれ用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模等が定められています。</p> <p>ご指摘の植物工場については、用途地域ごとに住居の環境の保護や商業の利便の増進等の観点から、次の場合について原則として建築が制限されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域：全ての植物工場</li> <li>・第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域：作業場の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>超の植物工場</li> <li>・近隣商業地域、商業地域：作業場の床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>超の植物工場 ただし、以下の場合には、原則として建築が制限された植物工場であっても、建築することが可能です。</li> <li>・地方公共団体が、土地利用の動向を勘案し、土地利用計画の実現を図るため適切な用途地域へ変更する場合</li> <li>・特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合</li> <li>・特定行政庁が、市街地における環境を害するおそれがない等と認めて許可した場合</li> </ul>